

(資料三)

平成三十年二月

定例島根県議会議案(条例)

参
考
資
料

目 次

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	1
島根県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例	3
職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	4
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	4
特別職の職員の退職手当に関する条例及び島根県病院事業管理者 の給与等に関する条例の一部を改正する条例	5
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条 例	5
島根県手数料条例の一部を改正する条例	6
島根県産業廃棄物減量税条例の一部を改正する条例	8
島根県核燃料税条例の一部を改正する条例	9
島根県県有地等における放置自動車の処理に関する条例	10
島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負 担に関する条例の一部を改正する条例	13
警察に関する手数料条例等の一部を改正する条例	13
島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例 ...	24
島根県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	25

島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例等の一部を改正する条例	25
島根県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等 を定める条例を廃止する条例	29
島根県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 を定める条例	29
島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例	30
島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営 に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	31
島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及 び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	32
市町村立学校の教職員の給与等に関する条例等の一部を改正する 条例	34
県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一 部を改正する条例	34
島根県特別会計条例の一部を改正する条例	35
島根県立都市公園条例の一部を改正する条例	35
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	36
島根県建築基準法施行条例及び知事の権限に属する事務の処理の 特例に関する条例の一部を改正する条例	36

第22号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県獣医師修学資金、医学生地域医療奨学金及び緊急医師確保対策枠奨学金の返還債務の免除に関する事項について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 島根県獣医師修学資金関係

免除の条件及び範囲を次のとおりとすること。

ア 大学の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から2年を経過する日の翌日までの間に、県の職員として獣医師の業務に就き、かつ、引き続いて貸与期間の2分の3に相当する期間その業務に従事したとき（貸し付けた資金の月額が12万円以下である場合に限る。）。債務の全部

イ 大学の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から2年を経過する日の翌日までの間に、県の職員として獣医師の業務に就き、かつ、引き続いて貸与期間の3分の5に相当する期間その業務に従事したとき（貸し付けた資金の月額が12万円を超える場合に限る。）。債務の全部

(2) 医学生地域医療奨学金関係

ア 疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため、奨学金の返還債務の免除の条件である指定医療機関において医師の業務に従事することができなかった期間について、指定医療機関における業務従事の履行を猶予すること。

イ 貸付金の種類、免除の条件等を次のとおりとすること。

ア 貸付金の種類

次に掲げる者で、将来指定医療機関において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付けた資金

a 大学の医学を履修する課程に在学する者（bに掲げる者を除く。）又は大学院において医学に関する専門知識を修得しようとする者

b 鳥取大学医学部に在学する者のうち島根県枠として入学した者

(イ) 免除の条件及び範囲

a アの a に掲げる者

(a) 大学の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から貸与期間の 2 倍に相当する期間（貸与期間が、1 年未満の場合にあっては 3 年、1 年以上 2 年未満の場合にあっては当該貸与期間に 2 年を加えた期間。(b)及び(c)において同じ。)を経過する日までの間に、指定医療機関において、臨床研修を受け、かつ、その期間を含めて貸与期間の 2 分の 3 に相当する期間医師の業務に従事（特定地域医療機関において貸与期間の 3 分の 2 に相当する期間以上医師の業務に従事した場合に限る。(b)及び(c)において同じ。)したとき（貸与期間が 1 年未満の場合は、指定医療機関において 1 年 6 月以上医師の業務に従事（特定地域医療機関において 8 月以上医師の業務に従事した場合に限る。(b)及び(c)において同じ。)したとき。）。 債務の全部

(b) 大学院の課程（大学院入学前に臨床研修を修了した者が在学するものを除く。）を修了し、又はその修業を中止した日の属する月の翌月の初日から貸与期間の 2 倍に相当する期間を経過する日までの間に、指定医療機関において、臨床研修を受け、かつ、その期間を含めて貸与期間の 2 分の 3 に相当する期間医師の業務に従事したとき。 債務の全部

(c) 大学院の課程（大学院入学前に臨床研修を修了した者が在学するものに限る。）を修了し、又はその修業を中止した日の属する月の翌月の初日から貸与期間の 2 倍に相当する期間を経過する日までの間に、指定医療機関において、貸与期間の 2 分の 3 に相当する期間医師の業務に従事したとき。 債務の全部

(d) 医師の業務の従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。 債務の全部

(e) 災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。 債務の全部又は一部

b アの b に掲げる者

(a) 大学の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から 12 年を

経過する日までの間に、指定医療機関において6年間医師の業務に従事（特定地域医療機関において3年以上医師の業務に従事した場合に限る。）したとき。 債務の全部

(b) aの(d)に掲げるとき。 債務の全部

(c) aの(e)に掲げるとき。 債務の全部又は一部

ウ イのイのaに掲げる者

指定医療機関の長の指示により指定医療機関以外の医療機関において医師の業務に従事する期間がある場合であって、やむを得ない事由があると知事が認めるときは、当該期間について返還債務の免除条件である指定医療機関における業務従事の履行を猶予すること。

(3) 緊急医師確保対策枠奨学金関係

疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため、奨学金の返還債務の免除の条件である指定医療機関において医師の業務に従事することができなかった期間について、指定医療機関における業務従事の履行を猶予すること。

3 施行期日

2の(2)のア及び(3)については公布の日から、2の(1)並びに(2)のイ及びウについては平成30年4月1日から施行する。

第23号議案

島根県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

引用する条項の整理

3 施行期日

平成30年4月1日から施行する。

第24号議案

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

職員の退職手当について、国家公務員の退職手当制度の改正に準じて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

民間との均衡を図るため設けられている退職手当の調整率を、100分の87から100分の83.7に引き下げること。

3 施行期日

平成30年4月1日から施行する。

第25号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の報告を受けて、水産練習船神海丸に乗り組む職員に対し、実習指導の業務に係る特殊勤務手当を措置するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

練習船乗組員実習指導手当の新設

手当の内容	手当額
水産練習船神海丸に乗り組む職員が実習生に対する実習指導（海技士の免許の取得のためのものに限る。）の業務に従事したときに支給する。	1日 2,700円を超えない範囲内で職員の職務の級に応じて人事委員会規則で定める額

3 施行期日

平成30年4月1日から施行する。

第26号議案

特別職の職員の退職手当に関する条例及び島根県病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

第24号議案による職員の退職手当に関する条例の一部改正を踏まえ、特別職の職員等の退職手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 知事等の退職手当の支給割合の改正

区 分	改 正 前	改 正 後
知 事	100分の51	100分の49.4
副 知 事	100分の36	100分の34.9
教 育 長	100分の22	100分の21.3
常勤の監査委員	100分の14	100分の13.5

(2) 病院事業管理者の退職手当の支給割合の改正

改 正 前	改 正 後
100分の22	100分の21.3

3 施行期日

平成30年4月1日から施行する。

第27号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

より効率的な県のダム事業の施行を図るため、一般財団法人ダム技術センターに対して職員を派遣することについて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

職員を派遣することができる公益的法人等に一般財団法人ダム技術センターを追加すること。

3 施行期日

平成30年4月1日から施行する。

第28号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

関係法令の施行等に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 消防法関係手数料

ア 危険物取扱者試験等に係る手数料の改正

区 分	改正前	改正後
甲種危険物取扱者試験	5,000円	6,500円
乙種危険物取扱者試験	3,400円	4,500円
丙種危険物取扱者試験	2,700円	3,600円
危険物取扱者免状の交付	2,800円	2,900円
危険物取扱者免状の再交付	1,800円	1,900円

イ 消防設備士試験等に係る手数料の改正

区 分	改正前	改正後
甲種消防設備士試験	5,000円	5,700円
乙種消防設備士試験	3,400円	3,800円
消防設備士免状の交付	2,800円	2,900円
消防設備士免状の再交付	1,800円	1,900円

(2) 土壌汚染対策法関係手数料

汚染土壌処理業の譲渡等の承認に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
ア 汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認を受けようとする者	120,000円
イ 汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認を受けようとする者	120,000円
ウ 汚染土壌処理業の相続の承認を受けようとする者	120,000円

とする者

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料

2以上の事業者がそれらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を一体として実施することの認定に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
ア 認定を受けようとする者	147,000円
イ 変更の認定を受けようとする者	134,000円

(4) 使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料

破砕業の事業範囲の変更の許可に係る手数料の改正

改正前	改正後
75,000円	67,000円

(5) 介護保険法関係手数料

介護医療院の開設等の許可に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
ア 開設の許可を受けようとする者	63,500円
イ 変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）を受けようとする者	33,000円

(6) 砂利採取法関係手数料

ア 砂利の採取計画の認可に係る手数料の改正

手数料を納めなければならない者	改正前	改正後
砂利の採取計画の認可を受けようとする者（砂利採取場の区域の全部又は一部が河川区域等の区域内にある場合に限る。）	37,700円	33,900円

イ 砂利の採取計画の変更の認可に係る手数料の改正

改正前		改正後	
手数料を納めなければならない者	手数料の額	手数料を納めなければならない者	手数料の額

砂利の採取計画の変更の認可を受けようとする者	17,000円	砂利の採取計画の変更の認可を受けようとする者	
		ア 砂利採取場の区域の全部又は一部が河川区域等の区域内にある場合	15,000円
		イ その他の場合	17,000円

- (7) 建築士法関係手数料
二級建築士試験及び木造建築士試験に係る手数料の改正

改正前	改正後
16,900円	17,700円

- (8) 調理師試験の事務を指定試験機関が行う場合にあつては、当該事務に係る手数料を指定試験機関に納付しなければならないこと。
(9) その他規定の整理

3 施行期日

平成30年4月1日から施行する。ただし、2の(1)については、平成30年5月1日から施行する。

第29号議案

島根県産業廃棄物減量税条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 許可状の交付を受けることができないときに、現行犯事件の臨検等を行うことができる地方税について、産業廃棄物減量税を指定すること。
(2) 臨検等の夜間執行の制限を受けない地方税について、産業廃棄物減量税を指定すること。

(3) その他規定の整理

3 施行期日

平成30年4月1日から施行する。

第30号議案

島根県核燃料税条例の一部を改正する条例

1 提案理由

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 発電用原子炉への核燃料の挿入は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める日になされたものとする。

発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）に規定する使用前事業者検査に係る原子力規制委員会の確認を受けた日又は電気事業法の規定による使用前検査に合格した日のいずれか遅い日（以下「使用前検査合格日」という。）
発電用原子炉について原子炉等規制法の規定による定期事業者検査の期間内に当該発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合	当該発電用原子炉の定期事業者検査が終了した日

(2) 発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業は、発電用原子炉を新規に設置した場合には、使用前検査合格日の翌日から起算して34月を経過した日又は定期事業者検査の期間内に核燃料の装荷が行われた定期事業者検査のうち最初の定期事業者検査が終了した日のいずれか早い日に開始されたものとする。

(3) 引用する条項の整理

3 施行期日

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、2の(3)については、平成30年10月1日から施行する。

第31号議案

島根県県有地等における放置自動車の処理に関する条例

1 提案理由

放置自動車により生ずる支障を速やかに除去することにより、県有地等の機能を速やかに回復し、生活環境の保全及び地域の美観の維持を図るため、放置自動車の処理について必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 目的等

この条例は、放置自動車の処理について必要な事項を定め、放置自動車により生ずる支障を速やかに除去することにより、県有地等の機能を速やかに回復し、生活環境の保全及び地域の美観の維持を図ることを目的とすること。

(2) 定義

次のとおり定義規定を設けること。

ア 県有地等 県が所有し、又は管理する土地をいう。

イ 自動車 道路運送車両法に規定する自動車をいう。

ウ 放置 正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所に相当の期間置くことをいう。

エ 放置自動車 放置されている自動車をいう。

オ 所有者等 自動車の所有権、使用権若しくは占有権を有している者又は自動車を放置し、若しくは放置させた者をいう。

(3) 放置の禁止

何人も、正当な理由なく、県有地等に自動車を放置し、若しくは放置させ、又はこれを放置し、若しくは放置させようとする者に協力してはならないこと。

(4) 調査等

ア 知事は、県有地等に放置自動車があるときは、その職員に、当該放置自動車の状況、所有者等その他の事項を調査させるとともに、当該放置自動車の撤去を促すために警告書を当該放置自動車の見やすい箇所にはり付けさせることができること。

イ 知事は、アにより放置自動車を調査させる場合において、車外からの調査では所有者等が判明しないときは、その職員に、当該放置自動車が施錠されている場合にあつては、当該施錠を解除させ、その目的を達成するために必要な最小限度において車内等の調査をさせることができること。

(5) 放置自動車の移動及び保管

知事は、(4)のアにより警告書を貼り付けた日の翌日から起算して14日を経過した日以後引き続き当該放置自動車が置かれている場合において、当該県有地等の利用上又は管理上の支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該放置自動車を移動し、及び保管することができること。

(6) 勧告及び命令

ア 知事は、(4)のア及びイによる調査の結果、放置自動車の所有者等が判明したときは、規則で定めるところにより、当該所有者等に対し、期限を定めて、当該放置自動車を撤去するよう勧告することができること。

イ 知事は、アによる勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができること。

(7) 廃自動車認定

ア 知事は、(4)のア及びイによる調査の結果、放置自動車の所有者等が判明しない場合（所有者等の所在が判明しない場合を含む。以下同じ。）において、当該放置自動車が次のいずれにも該当すると認めるときは、当該放置自動車を廃自動車と認定することができること。

ア (4)のアによる警告書の貼付けの日の翌日から起算して14日を経過していること。

イ 自動車の走行に必要な装置の主要な部分が破損し、若しくは腐食し、又は失われていること。

ウ 道路運送車両法の規定により自動車登録番号標を取り付けなければならないこととされている自動車にあつては、当該自動車登録番

号標が取り外されていること若しくはその表示内容を読み取ることができないこと又は同法の規定による抹消登録がなされていること。

(エ) 道路運送車両法の規定により車両番号標を表示しなければならないこととされている自動車にあっては、当該車両番号標が取り外されていること又はその表示内容を読み取ることができないこと。

イ 知事は、アによる認定をしようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公示しなければならないこと。

(ア) (4)のアによる警告書の貼付けの日

(イ) 放置されている場所（(5)により放置自動車を移動し、及び保管した場合にあっては、放置されていた場所）

(ウ) 放置自動車の車名、塗色、種別及び道路運送車両法に規定する自動車登録番号又は車両番号のうち判明しているもの

(エ) 公示の日の翌日から起算して14日を経過した日以後に当該放置自動車について廃自動車認定をし、これを処分する旨

(8) 処分

ア 知事は、(7)のアにより放置自動車を廃自動車と認定したときは、当該放置自動車の処分を行うことができること。

イ 知事は、(4)のア及びイによる調査の結果、放置自動車の所有者等が判明しない場合において、(7)のアにより当該放置自動車を廃自動車と認定することが困難なときは、当該放置自動車に係る次に掲げる事項を公示し、その公示の日の翌日から起算して3月を経過した日以後に当該放置自動車の処分を行うことができること。

(ア) (7)のイの(ア)から(ウ)までに掲げる事項

(イ) 公示の日の翌日から起算して3月を経過した日以後に当該放置自動車を処分する旨

(9) 費用の請求

知事は、(5)により放置自動車を移動し、及び保管したとき又は(8)により放置自動車を処分したときは、当該放置自動車の所有者等に対し、当該移動及び保管又は処分に要した費用を請求することができること。

(10) 罰則

(6)のイによる命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処すること。

3 施行期日

平成30年7月1日から施行する。

第32号議案

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、都道府県の議会の議員の選挙の候補者が選挙運動のために使用する文書図画として頒布できるものにビラが加えられたため、その作成費用を公費負担することについて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

島根県議会議員の選挙におけるビラ作成の公費負担の新設

- (1) 公費負担は、候補者1人につき、公職選挙法で定める枚数以内において(2)により算定した金額の範囲内で行うこと。
- (2) 公費負担の限度額は、候補者1人につき、ビラ1枚当たり7円51銭とすること。

3 施行期日等

平成31年3月1日から施行し、同日以後にその期日を告示される島根県議会議員の選挙について適用する。

第33号議案

警察に関する手数料条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令等の施行に伴い、手数料の額を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 警察に関する手数料条例の一部改正

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係手数料

区 分	改正前	改正後
営業所の構造又は設備の変更の承認	11,000円	9,900円
特例風俗営業者の認定	15,000円	13,000円
特例風俗営業の認定を受けようとする		

る者が同時に他の特例風俗営業の認定を受けようとする場合の認定	11,700円	10,000円
特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする者が同時に他の特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする場合に手数料の額から減ずる額	8,000円	8,700円

イ 火薬類取締法関係手数料

区 分	改正前	改正後
運搬証明書の交付	2,400円	2,100円

ウ 質屋営業法関係手数料

区 分	改正前	改正後
営業の許可	25,000円	22,000円

エ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係手数料

区 分	改正前	改正後
運搬証明書の書換え	4,600円	5,400円

オ 銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料

区 分	改正前	改正後
国際競技に参加するために入国する外国人で銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けようとする者が同時に他の銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けようとする場合の許可	1,600円	1,800円
許可証の再交付	2,200円	1,900円

カ 駐車監視員資格者証に係る手数料

区 分	改正前	改正後
再交付	2,000円	1,800円

キ 運転免許試験等に係る手数料

(ア) 運転免許試験

区 分		改正前	改正後
大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許（以下「大型自動車免許等」という。）	技能検査合格者又は指定自動車教習所卒業者	1,600円	1,550円
	試験の一部免除を受けない者（公安委員会が提供する自動車を使用しないで受ける場合（以下「自動車不使用」という。））	4,400円	4,100円
	試験の一部免除を受けない者（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合（以下「自動車使用」という。））	7,050円	6,600円
普通自動車免許	特定失効者又は特定取消処分者	1,850円	1,900円
	試験の一部免除を受けない者（自動車不使用）	2,200円	2,550円
	試験の一部免除を受けない者（自動車使用）	3,100円	3,350円
特定第1種運転免許（大型特殊自動車免許）	試験の一部免除を受けない者（自動車不使	2,950円	2,600円

許、大型自動 2輪車免許、 普通自動2輪 車免許又は牽 引免許をい う。以下同 じ。)又は大 型特殊自動車 第2種免許若 しくは牽引第 2種免許	用)		
	試験の一部免除 を受けない者 (自動車使用)	4,500円	4,050円
小型特殊自動 車免許又は原 動機付自転車 免許	特定失効者又は 特定取消処分者	1,850円	1,900円
大型自動車第 2種免許、中 型自動車第2 種免許又は普 通自動車第2 種免許(以下 「大型自動車 第2種免許 等」とい う。)	指定自動車教習 所卒業者	1,750円	1,700円
	試験の一部免除 を受けない者 (自動車不使 用)	4,550円	4,800円
仮運転免許	試験の一部免除 を受けない者 (自動車不使 用)	2,850円	2,900円
	試験の一部免除 を受けない者 (自動車使用)	4,400円	4,350円

(イ) 技能検査(自動車の運転について必要な技能の有無の検査)

区	分	改正前	改正後
大型自動車仮 運転免許、中 型自動車仮運 転免許又は準 中型自動車仮 運転免許	自動車不使用	4,050円	3,900円
	自動車使用	6,700円	6,400円
普通自動車仮 運転免許	自動車不使用	3,850円	3,750円
	自動車使用	4,750円	4,550円

(ウ) 免許に付された限定を解除するための審査

区	分	改正前	改正後
	自動車不使用	1,450円	1,400円
	自動車使用	3,000円	2,850円

(エ) 運転免許証の交付

区	分	改正前	改正後
	仮運転免許証	1,100円	1,150円

(オ) 運転免許証の再交付

区	分	改正前	改正後
	仮運転免許証	1,100円	1,150円

(カ) 認知機能検査

区	分	改正前	改正後
	認知機能検査	650円	750円

(キ) 技能検定員資格者証等の交付

区	分	改正前	改正後
	技能検定員資格者証	1,100円	1,150円
	教習指導員資格者証	1,100円	1,150円

(ク) 技能検定員審査等

区	分	改正前	改正後
技能検定員審査	大型自動車免許等	23,100円	23,400円
	普通自動車免許	19,650円	19,500円
	特定第1種免許	14,500円	14,700円
	大型自動車第2種免許等	21,700円	21,500円
教習指導員審査	大型自動車免許等	14,600円	14,550円
	普通自動車免許	11,800円	11,850円
	特定第1種免許	9,400円	9,650円
	大型自動車第2種免許等	12,750円	12,450円

(ケ) 再試験

区	分	改正前	改正後
準中型自動車免許	自動車不使用	2,000円	1,900円
	自動車使用	4,650円	4,400円
普通自動車免許	自動車不使用	1,950円	1,750円
	自動車使用	2,850円	2,550円
大型自動2輪車免許又は普通自動2輪車免許	自動車不使用	1,750円	1,650円
	自動車使用	3,300円	3,100円
原動機付自転車免許		1,050円	1,000円

(ク) 運転免許証の更新

区	分	改正前	改正後
住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会を経由して行う運転免許証の更新		2,500円	2,550円

(ク) 国外運転免許証の交付

区 分	改正前	改正後
国外運転免許証の交付	2,400円	2,350円

シ) 講習

区 分	改正前	改正後	
停止処分者講習	1 時間につき 2,100円	1 時間につき 1,950円	
取得時講習	大型自動車免許等（普通自動車免許保有者に限る。）	1 時間につき 4,100円	1 時間につき 4,450円
	準中型自動車免許（普通自動車免許保有者を除く。）	1 時間につき 3,400円	1 時間につき 3,500円
	普通自動車免許	1 時間につき 2,450円	1 時間につき 2,800円
	大型自動 2 輪車免許	1 時間につき 4,100円	1 時間につき 4,150円
	原動機付自転車免許	1 時間につき 1,400円	1 時間につき 1,500円
	応急救護処置講習	1 時間につき 1,300円	1 時間につき 1,400円
	指定自動車教習所職員講習	1 時間につき 650円	1 時間につき 750円
初心運転者講習	原動機付自転車免許 1 時間につき 2,400円	1 時間につき 2,450円	
高齢者講習 （70歳以上75歳未満）	小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許	4,650円	5,100円
	小型特殊自動車免許のみ	2,000円	2,250円

高齢者講習 (75歳以上)	小型特殊自動車 免許以外の第1 種運転免許又は 第2種運転免許 (更新時高齢者 講習)	4,650円 (認知機能が 低下している おそれがある 場合にあつて は、7,550円)	5,100円 (認知機能が 低下している おそれがある 場合にあつて は、7,950円)
	小型特殊自動車 免許以外の第1 種運転免許又は 第2種運転免許 (臨時高齢者講 習)	5,650円	5,800円
	小型特殊自動車 免許のみ(更新 時高齢者講習)	2,000円 (認知機能が 低下している おそれがある 場合にあつて は、4,300円)	2,250円 (認知機能が 低下している おそれがある 場合にあつて は、4,450円)
	小型特殊自動車 免許のみ(臨時 高齢者講習)	2,400円	2,350円
違反運転者講 習	運転者の資質の 向上に資する活 動を含まない講 習	13,200円	12,500円
自転車講習		1時間につき 1,900円	1時間につき 2,000円

(ス) 審査細目の免除により技能検定員審査手数料の額から減ずる額

審査細目	審査種別	減ずる額	
		改正前	改正後
技能検定員と して必要な運	普通自動車免許	3,600円	3,550円
	特定第1種運転	1,300円	1,250円

転技能	免許		
教則の内容と なっている事 項	大型自動車免許 等	2,450円	2,500円
	普通自動車免許	1,950円	2,000円
	特定第1種運転 免許	1,950円	2,000円
自動車教習所 に関する法令 についての知 識	大型自動車免許 等	2,450円	2,500円
	普通自動車免許	1,950円	2,000円
	特定第1種運転 免許	1,950円	2,000円
技能検定の実 施に関する知 識	大型自動車免許 等	2,000円	2,350円
	普通自動車免許	1,950円	1,900円
	特定第1種運転 免許	2,500円	2,650円
自動車の運転 技能の評価方 法に関する知 識	大型自動車免許 等	1,750円	1,800円
	普通自動車免許	2,100円	2,050円
技能検定員と して必要な自 動車の運転技 能並びに自動 車の運転技能 に関する観察 及び採点の技 能のいずれも 免除される場 合に更に減ず る額	大型自動車免許 等	2,450円	2,350円
	普通自動車免許	850円	900円
	特定第1種運転 免許	1,050円	1,100円
	大型自動車第2 種免許等	3,100円	2,900円
教則の内容と なっている事	大型自動車免許 等	550円	500円

項及び自動車 教習所に関する 法令についての知識の いずれも免除される 場合に更に減ずる額	普通自動車免許	350円	300円
	特定第1種運転 免許	350円	300円

(セ) 審査細目の免除により教習指導員審査手数料の額から減ずる額

審査細目	審査種別	減ずる額	
		改正前	改正後
教習指導員として必要な自動車の運転技能	普通自動車免許	3,600円	3,550円
	特定第1種運転免許	1,300円	1,250円
技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許等	1,350円	1,400円
	普通自動車免許	1,250円	1,300円
	特定第1種運転免許	1,300円	1,350円
学科教習に必要な教習の技能	大型自動車免許等	1,250円	1,300円
	普通自動車免許	1,200円	1,250円
	特定第1種運転免許	1,100円	1,250円
教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	大型自動車免許等	1,550円	1,600円
自動車教習所に関する法令についての知	大型自動車免許等	1,550円	1,600円

識			
教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許等	1,400円	1,500円
	特定第1種運転免許	1,200円	1,250円
教習指導員として必要な自動車の運転技能及び技能教習に必要な教習の技能のいずれも免除される場合に更に減ずる額	大型自動車免許等	2,500円	2,400円
	大型自動車第2種免許等	3,150円	2,850円
教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識及び自動車教習所に関する法令についての知識のいずれも免除される場合に更に減ずる額	大型自動車免許等	250円	150円
	普通自動車免許	100円	150円
	特定第1種運転免許	100円	150円

ク 警備業法関係手数料

区 分	改正前	改正後
警備員指導教育責任者資格者証の書換え	2,000円	1,800円
機械警備業務管理者資格者証の書換え	2,000円	1,800円

ケ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係手数料

区 分	改正前	改正後
自動車運転代行業の認定	13,000円	12,000円
認定証の再交付	1,900円	1,700円

コ 探偵業の業務の適正化に関する法律関係手数料

区 分	改正前	改正後
変更届出証明書の交付	1,500円	1,600円
届出証明書の再交付	1,000円	1,100円

(2) 警察に関する手数料条例の一部を改正する条例の一部改正
運転免許再試験に係る手数料

区 分	改正前	改正後
準中型自動車免許 (準中型自動車免許とみなされる普通自動車免許を受けている者等に限る。)	1,950円	1,750円
自動車使用	2,850円	2,550円

3 施行期日

平成30年4月1日から施行する。

第34号議案

島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県後期高齢者医療財政安定化基金の拠出金の額を算出するための割合を変更するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

後期高齢者医療広域連合から徴収する拠出金の額を算出するための割合の改定

改正前	改正後
10万分の41	零

- 3 施行期日
平成30年4月1日から施行する。

第35号議案

島根県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

1 提案理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、財政安定化基金事業交付金の交付及び財政安定化基金拠出金の徴収について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 財政安定化基金による交付事業に係る交付金の交付の要件を定めること。
- (2) 市町村に対して納付を求める財政安定化基金拠出金の徴収について定めること。
- (3) その他規定の整備

3 施行期日

平成30年4月1日から施行する。

第36号議案

島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

- ア 指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の責務として、居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況等の必要な情報の提供を行うことを追加すること。
- イ 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成等に関し、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員等に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求める等の不当な働きかけを行ってはならないこと。
- ウ 共生型訪問介護の事業を行う指定居宅介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定障害福祉サービス等基準」という。））に規定する「指定居宅介護事業者」をいう。）等の事業の基準を設けること。
- エ 指定訪問リハビリテーション事業所に、常勤の医師を配置しなければならないこと。
- オ 看護職員が行う指定居宅療養管理指導を廃止すること。
- カ 指定居宅療養管理指導事業所ごとに定める運営規程に、通常の事業の実施地域の規定を追加すること。
- キ 共生型通所介護の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準に規定する指定生活介護事業者をいう。）及び指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）等の事業の基準を設けること。
- ク 共生型短期入所生活介護の事業を行う指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準に規定する指定短期入所事業者をいう。（2）のエにおいて同じ。）の事業の基準を設けること。
- ケ 診療所（療養病床を有するものを除く。（2）のオにおいて同じ。）である指定短期入所療養介護事業所の設備の基準について、食堂に関する規定を削除すること。
- コ 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないこと。
- サ 福祉用具専門相談員が行う指定福祉用具貸与の提供に当たって、福祉用具の全国平均貸与価格に関する情報の提供を追加すること。
- シ 介護医療院の創設に伴う規定の整備
- ス その他指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基

準の改正

セ その他規定の整理

- (2) 島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所に、常勤の医師を配置しなければならないこと。

イ 看護職員が行う指定介護予防居宅療養管理指導を廃止すること。

ウ 指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに定める運営規程に、通常の事業の実施地域の規定を追加すること。

エ 共生型介護予防短期入所生活介護の事業を行う指定短期入所事業者の事業の基準を設けること。

オ 診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備の基準について、食堂に関する規定を削除すること。

カ 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないこと。

キ 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たって、福祉用具の全国平均貸与価格に関する情報の提供を追加すること。

ク 介護医療院の創設に伴う規定の整備

ケ その他指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正

コ その他規定の整理

- (3) 島根県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

ア 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないこと。

イ 介護医療院の創設に伴う規定の整備

- (4) 島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

ア 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないこと。

イ 介護医療院の創設に伴う規定の整備

- (5) 島根県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部改正

ア 特別養護老人ホームにおいて定める運営規程に、緊急時等における対応方法の規定を追加すること。

イ 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないこと。

ウ 介護医療院の創設に伴う規定の整備

エ その他特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の改正

(6) 島根県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないこと。

イ 指定介護老人福祉施設において定める運営規程に、緊急時等における対応方法の規定を追加すること。

ウ 介護医療院の創設に伴う規定の整備

エ その他指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の改正

(7) 島根県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正

ア 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないこと。

イ 介護医療院の創設に伴う規定の整備

ウ その他介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の改正

(8) 島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

ア 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないこと。

イ 介護医療院の創設に伴う規定の整備

ウ その他指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の改正

エ その他規定の整理

3 施行期日

平成30年4月1日から施行する。ただし、2の(1)のサ及び(2)のキについては、平成30年10月1日から施行する。

第37号議案

島根県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例

1 提案理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、島根県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 施行期日

平成30年4月1日から施行する。

第38号議案

島根県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

1 提案理由

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

次に掲げる介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めること。

- (1) 従事する従業者及びその員数
- (2) 有しなければならない施設及び構造設備
- (3) 入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの
- (4) その他人員及び運営に関する事項

3 施行期日

平成30年4月1日から施行する。

第39号議案

島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の青少年確認義務、説明義務及び青少年有害情報フィルタリング有効化措置実施義務が規定されたこと等に伴い、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務等に関する規定を改めること。

ア 保護者は、携帯電話インターネット接続役務契約の締結をするに当たっては、当該契約に係る特定携帯電話端末等の使用者が青少年である場合において、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じないことがやむを得ないと認められる理由等を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならないこと。

イ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、保護者からアの書面の提出があったときに限り、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じていない携帯電話インターネット接続役務契約に係る特定携帯電話端末等を販売することができること。

ウ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じていない携帯電話インターネット接続役務の契約に係る特定携帯電話端末等を販売したときは、当該契約に係る青少年が満18歳に達する日までの間、アの書面若しくはその写し又は当該書面に記載された事項が記録された電磁的記録を保存しなければならないこと。

エ 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対する必要な措置の勧告を行うために必要な限度内において、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じていない携帯電話インターネット接続役務契約に係る特定携帯電話端末等の販売を受けたと認められる青

少年の保護者に対し、質問し、又は報告若しくは資料の提供を求めることができること。

オ その他規定の整備

- (2) 保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用をしない旨の申出をするとき又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときに携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出する書面について、当該申出の理由等を記録した電磁的記録を含むものとする。

3 施行期日

平成30年5月1日から施行する。

第40号議案

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 就労定着支援の創設に伴う規定の整備

イ 自立生活援助の創設に伴う規定の整備

ウ 共同生活援助について、日中サービス支援型指定共同生活援助に関する基準を定めること。

エ 居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所並びに自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）について、共生型障害福祉サービスに関する基準を定めること。

オ その他指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正

カ その他規定の整理

- (2) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

指定障害者支援施設が指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合の従業者の員数及び設備に係る基準の特例を廃止すること。

- (3) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

ア 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならないこと。

イ 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならないこと。

ウ その他規定の整備

3 施行期日

平成30年4月1日から施行する。

第41号議案

島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 指定居宅訪問型児童発達支援の創設に伴う規定の整備

イ 指定児童発達支援事業所等の人員配置基準について、児童指導員、

保育士又は障害福祉サービス経験者を置くべき従業者とし、そのうちの半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならないこと。

ウ 指定児童発達支援事業所等の人員配置基準について、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を置くべき従業者とすること。

エ 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所に配置すべき機能訓練担当職員について、機能訓練を行わない時間帯については、置かないことができること。

オ 児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、共生型障害児通所支援に関する基準を定めること。

カ その他指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正

キ その他規定の整理

(2) 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

福祉型障害児入所施設等の人員配置基準について、看護職員を置くべき従業者とすること。

(3) 島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 指定福祉型障害児入所施設が指定障害者入所施設の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービスとを同一の施設において一体的に提供している場合の従業者の員数及び設備に係る基準の特例を廃止すること。

イ 指定福祉型障害児入所施設の人員配置基準について、看護職員を置くべき従業者とすること。

ウ その他規定の整理

3 施行期日

平成30年4月1日から施行する。

第42号議案

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

県内に市町村立の義務教育学校が設置されることに伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 義務教育学校が設置されることに伴う次に掲げる条例の規定の整備

ア 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例

イ 市町村立学校職員の旅費に関する条例

ウ 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

エ 県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例

オ 市町村立学校の教職員定数条例

カ 市町村立学校の教職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例

キ 市町村立学校の教職員の懲戒の手続及び効果に関する条例

ク 市町村立学校の教職員の休職の事由を定める条例

(2) 職員の給与に関する条例の一部改正

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の改正に伴う規定の整備

3 施行期日

平成30年4月1日から施行する。

第43号議案

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例

1 提案理由

児童数及び生徒数の変動等に伴い、職員の定数を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

高等学校の教育職員等の定数の改正

区 分		改正前	改正後	増 減
高等学校	教育職員	1,570人	1,573人	3人
	事務職員、技術職員その他の職員	187人	187人	-
特別支援学校	教育職員	989人	995人	6人
	事務職員、技術職員その他の職員	80人	80人	-
小学校及び中学校	教育職員	5,056人	5,034人	22人
	事務職員及び技術職員	348人	355人	7人

- 3 施行期日
平成30年4月1日から施行する。

第44号議案

島根県特別会計条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由
島根県中小企業制度融資等特別会計を設置するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
島根県中小企業制度融資等特別会計の設置
- 3 施行期日
平成30年4月1日から施行する。

第45号議案

島根県立都市公園条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由
都市公園法施行令の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
 - (1) 都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合を100分の50とすること。
 - (2) その他規定の整理

- 3 施行期日
公布の日から施行する。

第46号議案

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由
公営住宅法の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
- (1) 県営住宅の家賃の決定に当たり、認知症患者等の入居者からの収入申告等が困難と認められる場合は、官公署の書類の閲覧等により把握する収入状況をもって、当該入居者の家賃を定めること。
- (2) その他規定の整理
- 3 施行期日
平成30年4月1日から施行する。ただし、2の(2)については、公布の日から施行する。

第47号議案

島根県建築基準法施行条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由
都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
- (1) 島根県建築基準法施行条例の一部改正
- ア 日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域に、田園住居地域を追加すること。
- イ 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備
- (2) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正
- ア 建築基準法に基づく事務のうち、田園住居地域における建築等の許可に係る申請の受理に関する事務を浜田市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、川本町、津和野町、吉賀町及び隠岐

の島町に権限移譲すること。

イ 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理

3 施行期日

平成30年4月1日から施行する。